

特別協賛：  
佐渡汽船(株)

# 「FM - NIIGATA 上村知世と行く佐渡日帰り 小木岬隠れた名所を巡る旅」

募集人員：30名限定（最少催行人員20名）

募集締切：平成29年10月6日（金）  
（但し、定員になり次第締切）

出発日 平成29年 10月14日（土）出発 日帰り

ご参加料金 大人お一人様14,000円

小人料金（小学生）はお一人様11,000円です。  
幼児につきましてはお問い合わせ下さい。



FM-NIIGATAパーソナリティ<上村 知世>  
写真はイメージです



## 行程

ご集合場所：佐渡汽船新潟港待合室特設受付 ご集合時間：7時20分

ジェットフォイル がつ 付き中型観光バス  
佐渡汽船新潟港 ~ ~ ~ ~ 両津港 = = = = = 小木 = = 宿根木  
7:55 9:00 10:15

小木民俗博物館：千石船見学

バスガイドさんの案内で、宿根木集落散策<博物館~十王坂~横井戸~公民館前~舟形の家~清九郎前（内部見学無し）~世捨小路~>

移築古民家「花の木」食堂で女将手料理の昼食 皆様に自家製椿油のミニボトルプレゼント有り！！

ジオパークガイドによる小木ジオサイト見学と佐渡最南端小木岬周遊  
<深浦長者ヶ橋~沢崎灯台~神子岩・白木海岸・キリン岩・枕状溶岩他・江積>

= = = = = カフェリ-2等 ~ ~ ~ ~ 新潟港 <新潟港着後解散>  
15:30 16:05 18:35

参加代金には往復の船代、貸切バス代、千石船の見学料、ジオサイトガイド料、昼食代が含まれます。宿根木集落と小木ジオサイトでは徒歩にて見学致します。わずかな距離ではありますが雨天に備え雨具のご用意と、なるべく歩きやすい格好にてご参加下さい。

- 昼食は地元の食材を生かした女将の手料理を召し上げて頂きます。昼食場所「花の木」さんのご厚意により、皆様に自家製椿油のミニボトルプレゼント！
- 小木ジオサイトでは該当箇所にて下車して頂き、現場にて専門ガイドのご案内があります。
- お帰りの両津港でも若干の時間はありますが、お土産等は立ち寄り施設にて各自のご判断にお任せいたします。

>> 旅行規約は当社旅行約款によります。（裏面参照）<<

旅行企画・実施

ご相談・お申し込みは



佐渡汽船観光株式会社

佐渡汽船観光株式会社

新潟県知事登録旅行業第2種19号 総合旅行業務取扱管理者 山際宏志

本社旅行部：〒950-0078 新潟市中央区万代島9番1号

本社・旅行部 〒950-0078 新潟市中央区万代島9-1 佐渡汽船ターミナル3F

TEL025-245-3701 FAX025-245-3712

TEL025-245-3701 FAX025-245-3712

総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

**1. 旅行のお申し込みと取消料の成立と説明**

お申し込み所定の事項を記入し、郵送又はFAXにてお送り下さい。旅行予約は、当社契約の締結承諾、旅行代金を受領したときに成立するものとします。旅行予約に際し特別な配慮を必要とする場合は予約お申し込みにお申し出下さい。当社は可能な範囲で対応いたします。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために請求した特別措置に要する費用はお客様のお負担とします。20歳未満の方が単独でご参加の場合は保護者の同意書が必要です。

**2. 旅行代金のお支払い**

旅行代金は旅行開始の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

**3. 旅行代金に含まれるもの**

旅行行程で明示した乗船機材の運賃・料金、宿泊費、食費及び消費税等諸税、添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体種加に必要な心付けを含みます。上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくてもお支払いしません。

**4. 当社による旅行予約の解除と費用負担**

お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われぬ時は、当社が旅行予約を解除することがあります。このときは取消料に相当する額の乗付差をお支払いいただきます。次の各一に該当する場合は、当社が旅行予約を解除することがあります。a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格等参加条件を満たしていないこととなった時 b. お客様が病気その他の事由で、当社旅行に参加されないと認められたとき。C. お客様が他のお客様と混雑を及ぼし、又は団体種加の円滑な実施を妨げるおそれがあると思われた時 d. お客様の人数が契約書面に記載した最少参加人数に満たない時。この場合は旅行開始日の前日から起算して13日目にあたる日より前(日曜日の旅行は3日前)にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。? . 天災地変、暴動、運送、宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公庁の命令、その他当社が認むべき事由により契約書面に記載した旅行行程で定めた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった時、既に受領している旅行代金(ある場合はお申込金)の全額を払戻しいたします。

当社は本頁により旅行予約を解除したときは、既に受領している旅行代金から乗付差を差し引いてお支払いいたします。また、本頁により旅行予約を解除したときは、既に受領している旅行代金の全額を払戻しいたします。

**5. 取消料**

旅行予約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合に旅行代金に対してお一人様につき下記の比率取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額をそれぞれお支払いいただきます。

	旅行予約の解除日	取消料	旅行予約の解除日	取消料
旅行開始の日から起算してさかのぼって	21日目にあたる日より前の解除	無 料	旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	20日目にあたる日より後の解除	旅行代金の20%	旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
	7日目にあたる日より後の解除	旅行代金の30%	旅行開始後及無連絡解除	旅行代金の100%

旅行代金が期日までに支払われぬときは、当社の該当日の翌日においてお客様が旅行予約を解除したものとし、上記の比率で取消料をいただきます。お客様のご都合による出発日の変更、運送、宿泊機関等行程の一部の変更についても、お取り消しとみなし、取消料の対象となります。

**6. 当社の責任及び免責事項**

当社が旅行予約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が被った損害を賠償いたします。手荷物について生じた本頁の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社の申し出があったときに限り1人15万円を限度として賠償いたします。ただし、お客様が天災地変、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配業者の関与しない場合は、

**7. 特別補償**

当社は前項の当社の責任が生じるか否かを問わず、主催旅行予約によりお客様が主催旅行参加中にご参加かつ急激な外来の事象により、その生命、身体に被った一定の損害につきましてはお社補償金1500万円、入院見舞金2万~20万円、運送見舞金1万円~10万円をお支払いします。又、手荷物につきましては、損害補償金を15万円を限度としてお支払いいたします。

**8. 取消料補償**

旅行行程が変更が予定されている場合は、旅行業法の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に定める率を乗じた額の変更補償金をお支払いします。ただし、一旅行予約についての変更補償金総額が1000円未満の場合は、変更補償金はお支払いしません。